

平成25年10月29日

各都道府県主管部局長 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市主管部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について (依頼)

平成25年度公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成25年3月29日付け国土入企第37号)において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところであります。

また、新労務単価が前年度と比べ全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったことを踏まえ、4月18日、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。

この間、大臣要請を受けた建設業関係4団体等において決議等がなされるなど技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組が進展する一方、国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイヤルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

上述のきめ細かな調査の現時点での取りまとめ結果を見ると、別添1のとおり全体の三分の一を超える建設企業から賃金水準を引き上げ又は今後引き上げる予定であるとの回答が寄せられているなど、一定の成果が得られつつある状況にあると考えられます。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイヤルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず(無回答含む)、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっています。

こうした課題に対応するため、国土交通省直轄工事においては、別添2のとおり、発注者から元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣

旨を記載したポスターの掲示の要請を開始することとしました。

つきましては、各地方公共団体においても同様に取り組んでいただきたく、本ポスターを別送しますので、技能労働者への適切な賃金水準の確保等の実現に協力いただくようお願い致します。なお、本ポスターは、以下 URL より、ダウンロードして印刷することも可能です。

また、本ポスターを使用される際には、発注機関名を記載していただきますようお願いいたします。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000050.html

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市除く。）に対しても、この旨通知をお願いいたします。

なお、別添3のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせ致します。

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長

技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について（依頼）

平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が前年度と比べ全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%の上昇となったことを踏まえ、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号）において、国土交通省土地・建設産業局長より要請するとともに、4月18日には、太田国土交通大臣が直接建設業関係四団体のトップに対し要請したところです。

国土交通省としても、今後の労務単価にも適確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査や新労務単価フォローアップダイアルの設置、法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請事業者への提出を促進するための標準見積書の一斉活用開始など、段階的に必要な施策を講じてきたところです。

しかしながら、新労務単価フォローアップ相談ダイアルに寄せられた相談内容や上述の調査結果を見ると、参考資料のとおり技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組について、未だ全体の三分の一程度の建設企業が認知しておらず（無回答含む）、現場における周知徹底の一層の強化が課題となっています。

こうした課題に対応するため、国土交通省直轄工事（11月以降の契約工事）の現場において、発注者が元請企業に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取組の趣旨を記載したポスターの掲示を要請する取組を開始するとともに、地方公共団体に対しても同様の取組を要請したところです。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、本取組の趣旨を踏まえ、発注者からの要請に対し適切に対応するよう周知徹底方お願い致します。

なお、本ポスターについては別送致しますが、以下 URL より、ダウンロードして印刷することも可能です。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000050.html